

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月11日
【会社名】	株式会社セルシード
【英訳名】	CellSeed Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 幸雄
【本店の所在の場所】	東京都新宿区若松町33番8号
【電話番号】	03(5286)6231
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区若松町33番8号
【電話番号】	03(5286)6231
【事務連絡者氏名】	取締役 最高財務責任者 管理部門長 細野 恭史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,439,700円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 653,737,700円 (注)新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜町一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	649個（新株予約権1個につき1,500株）
発行価額の総額	3,439,700円
発行価格	新株予約権1個につき5,300円（新株予約権の目的である株式1株当たり3.5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	平成24年12月27日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区若松町33番8号
払込期日	平成24年12月27日（木）
割当日	平成24年12月27日（木）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 新宿通支店 東京都新宿区新宿三丁目14番5号

(注) 1. 第9回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、平成24年12月11日（火）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社セルシード 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式973,500株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,500株とする。)。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、668円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、平成24年12月11日開催の取締役会決議に基づく新株式発行に係る募集、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得する日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式で使用する時価及び既発行株式数並びに端数調整については、次に定めるところによる。</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場(グロース)(以下「JASDAQグロース」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>653,737,700円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>平成24年12月27日から平成26年12月26日(但し、平成26年12月26日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。但し、以下の期間については、本新株予約権の行使請求をすることができないものとする。</p> <p>当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。)の3営業日前の日から株主確定日までの期間</p> <p>振替機関が必要であると認めた日</p> <p>別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は30日を越えないものとする。)その他必要な事項を当該期間の開始日の1ヶ月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社セルシード 人事総務部 東京都新宿区若松町33番8号</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 新宿通支店</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>2. 本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、599,366株(平成24年12月11日開催の取締役会決議に基づく新株式発行後の当社発行済株式総数(5,993,666株)の10%に相当する株式数)(但し、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」(2)号及び第(5)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。以下本項において同じ。)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。</li> <li>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、本新株予約権の割当日から4ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下「本取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、本取得日の通知又は公告を当該本取得日の2週間前までに行うことにより、本取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該本取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------	--

## (注) 1. 第三者割当契約におけるエクイティ・コミットメント・ライン条項

当社は、平成24年12月11日付で、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間で以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当契約(以下「本契約」という。)を締結している。

## (1) 本新株予約権の行使指示

当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQグロースにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の110%(735円)を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQグロースにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数(但し1株未満の端数を四捨五入することにより得られた個数とする)を上限として、本新株予約権の行使を指示(以下「行使指示」という。)することができる。但し、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQグロースにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%(869円)を超過した場合には、行使指示は、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQグロースにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数(但し1株未満の端数を四捨五入することにより得られた個数とする)を上限として行われる。

行使指示を受けた割当予定先は、原則として条件成就の日の翌日より起算して5取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使する。

なお、本契約に基づく行使指示の株数は、直近7連続取引日(条件成就の日を含む。)の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、割当予定先と当社の大株主である当社代表取締役社長 長谷川幸雄及び取締役 岡野光夫が締結した株式貸借契約の対象となる株式数(274,000株)のうち、当該条件成就日のJASDAQグロースにおける当社普通株式の普通取引終了時点でマイルストーン社が保有している株式の数を上限とする。

(2) 本新株予約権の譲渡指示

当社は、本契約に基づき、割当予定先が割当てを受ける本新株予約権の個数に0.5を乗じた個数を上限として、保有する新株予約権を第三者に譲渡するよう割当予定先に指示することができる。当該指示により、割当予定先が当該第三者に本新株予約権を譲渡する場合の本新株予約権1個当たりの譲渡価額は、譲渡を行う日の前取引日を計算基準日とした本新株予約権1個当たりの時価、又は本新株予約権1個当たりの払込価格のうちいずれか高い金額とする。本新株予約権1個当たりの時価は、本新株予約権1個の目的である株式数に本新株予約権の目的である株式1株当たりの時価を乗じた価格とし、本新株予約権の目的である株式1株当たりの時価は、計算基準日より起算して5連続取引日の各日の普通取引の終値の売買高加重平均価格(VWAP)に1.1を乗じた金額より行使価額を控除した価額とする。

2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記2「本新株予約権の行使請求及び払込の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が指定口座に入金されたときに発生する。

4. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

5. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。



## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
653,737,700	34,700,000	619,037,700

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（3,439,700円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（650,298,000円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士及び新株予約権評価・発行サポート関連費用3,000,000円、フィナンシャル・アドバイザー費用（ガイア・パートナーズ合同会社）28,000,000円、登記関連費用2,400,000円、その他諸費用（株式事務手数料・外部調査費用）1,300,000円となります。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記フィナンシャル・アドバイザー費用及び登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
4. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	想定金額（百万円）	支出予定時期
運転資金	375	平成25年4月 ～平成26年11月
研究開発資金	245	平成25年4月 ～平成26年11月

#### 運転資金の主な内訳

人件費244百万円、株式管理・開示関連費用90百万円、家賃24百万円など

#### 研究開発資金の主な内訳

人件費131百万円、特許関連費用76百万円、家賃27百万円など

今回の調達資金は、事業提携等を通じた安定資金の調達までの間の運転資金及び収益基盤確立のための研究開発資金に充当する予定です。

なお、上記資金使途は平成26年11月までの資金使途の内訳を記載したものでありますが、新株予約権の行使による払込みは原則として新株予約権者の判断によるものです。また、本契約には、当社による行使指示条項が定められておりますが、当該指示を行うためには市場における当社株価が一定以上である必要があり、当社市場株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性もあり、本新株予約権の行使状況によって資金調達額や調達時期が決定されることとなります。従って、上記資金使途の内訳は本新株予約権の行使状況によって変更される可能性があります。

本新株予約権の行使によって予定される資金調達の全部又は一部が実現できない場合、現在取り組んでいる事業提携等を通じた資金調達で対応する方針です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成24年12月11日開催の取締役会にて、本有価証券届出書による第三者割当の方式による本新株予約権の発行とともに、第三者割当の方式による新株式（以下「別件新株式」といいます。）の発行（以下別件新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して「本資金調達」といいます。）を決議しております。

別件新株式の発行の概要は以下のとおりです。

- |                      |  |
|----------------------|--|
| (1) 株式の種類            | 普通株式   |
| (2) 発行数              | 254,492株   |
| (3) 発行価格             | 1株当たり668円  |
| (4) 発行価額の総額          | 170,000,656円   |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、85,000,328円（1株につき334円）とし、増加する資本準備金の額は85,000,328円（1株につき334円）とする。 |
| (6) 申込期日             | 平成24年12月27日  |
| (7) 払込期日             | 平成24年12月27日  |
| (8) 割当予定先及び割当方法      | 第三者割当の方式によりマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下「マイルストーン社」という。）に割り当てる。               |

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 浦谷 元彦
資本金	10百万円
事業の内容	投資事業
主たる出資者及びその出資比率	浦谷 元彦 100%

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

##### c. 割当予定先の選定理由

< 本新株予約権及び別件新株式の発行の目的及び理由 >

当社グループは、日本発の「細胞シート工学」という新しい再生医療技術を基盤として様々な再生医療製品を開発し、「細胞シート再生医療」の世界普及を推進することを使命としております。細胞シート工学は、東京女子医科大学の岡野光夫教授（当社取締役）が世界で初めて創唱した技術で、バラバラの細胞から人体を構成する様々な組織の基本単位（「細胞シート」=有機的に結合したシート状の細胞塊）を人工的に作製することができる再生医療プラットフォーム技術です。細胞シートは現在世界で唯一当社が製品化している「温度応答性細胞培養器材」を用いて作製可能で、生体内で組織として機能する、無縫合で生着するなど、再生医療に有用な様々な特長を有しています。また、細胞シート再生医療とは、細胞シート工学に基づいて作製される細胞シートを用いて先天的又は後天的に機能を喪失した人体組織や臓器を修復・再生することによって、従来の医療技術では治癒できない様々な疾患や障害を治療することを目指す革新的な医療アプローチを指します。当社では、再生医療において一種の医薬品用途で使用されるこのような細胞シートを「細胞シート再生医療医薬品」と呼んでおります。

当社グループは、上述の使命を果たすために現在2つの事業を展開しております。1つ目の事業は、細胞シート再生医療医薬品の研究開発・製造・販売を通じて日米欧を始めとする世界各国における細胞シート再生医療の普及を目指す「細胞シート再生医療事業」です。当社グループでは、現在、角膜再生上皮シート、心筋再生パッチ、食道再生上皮シート、歯周組織再生シート、軟骨再生シートの5つの開発候補品を有しております。研究開発が最も進んでいる角膜再生上皮シートについては、欧州を皮切りとした世界各国での事業化を目指しております。また食道再生上皮シートについてはこれまでに共同研究先における臨床研究が終了しており、その他3つの開発候補品については現在共同研究先において臨床研究が進められています。

2つ目の事業は、細胞シート作製の基礎ツールである温度応答性細胞培養器材とその応用製品等の研究開発・製造・販売を通じて世界各国の大学や研究機関等における再生医療研究開発を支援する「再生医療支援事業」です。当社グループでは、これまでに構築した国内外の販売代理店網を通じてマーケティング・販売活動を行っております。

当社グループの収益基盤を確立するためには、共同研究先との協働による細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業双方における研究開発活動(特に細胞シート再生医療事業における前臨床研究、臨床研究、治験、各国薬事承認取得などの活動)の推進と両事業における製品製造・マーケティング・販売活動の拡充が必要です。ただし、いずれの事業もまだ先行投資期にあり、特に医薬品の一種である細胞シート再生医療医薬品の研究開発を行う細胞シート再生医療事業はその本質として多額の研究開発先行投資を必要といたします。そのため、当社グループは直近の四半期決算(平成24年12月期第3四半期決算)において研究開発先行投資等を主因とする営業損失を計上しており、また中期事業計画(平成24年11月13日付「平成24年12月期第3四半期マイルストーン開示 当社グループ事業計画の進捗状況及び平成24年2月14日公表マイルストーン開示の修正について」及び平成24年12月4日付「マイルストーン開示の修正に関するお知らせ」による修正後の「平成24年12月期～平成26年12月期マイルストーン開示に係る事業計画について」で公表した3事業年度分の事業計画)においても平成26年12月期まで研究開発費をはじめとする経費投下が収益を上回る計画としております。

このような財務状況を踏まえて、当社グループは、従来より以下のような方針に基づいて財務運営を行っております。

事業計画の遂行に必要な資金は基本的に手許資金、製品・商品販売収入、提携契約一時金、提携先の負担、公的助成金・補助金等で賄うが、これら資金の手当ての状況に応じて先行投資(経費)をコントロールすることを基本方針とする事業計画を着実に遂行すると同時に、当社企業価値の更なる向上を目指して柔軟な研究開発等の先行投資(経費)を行うことができるよう、上記における獲得資金の増額やその他の手段による必要資金の手当てに適宜取り組む

このような財務運営方針に基づき、当社グループはこれまで必要資金の手当てのために様々な施策を実行してまいりました。

具体的には、平成23年4月に米国Emmaus Medical Inc.(以下「エマウス社」という。)との間で総額1,000万米ドル(契約締結時の為替レートで約8.5億円に相当)の契約一時金を伴う2本の提携契約(共同研究開発基本契約、米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約)を締結いたしました。また、平成23年10月には、野村證券株式会社を割当先とした第三者割当による第4回乃至第8回新株予約権を発行し、新株予約権が全て行使された場合の払込総額ベースで10億円の資金調達枠を設定いたしました。

このうち、エマウス社からは、平成24年12月期第1四半期中に米国角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約に基づく一時金150万米ドル(約1.1億円)を受領しております。ただし、共同研究開発基本契約に基づく一時金850万米ドルについては、受領要件である当社からの技術移転が未了であること及びエマウス社側の財務計画の調整から未だ受領に至っていないことから、受領時期が平成25年12月期となる見通しであるものの現時点においては未確定な状況となっております。また、野村證券株式会社に割り当てた新株予約権に関しては、これまでに3.5億円分が行使されましたが、平成24年5月22日以降当社株価が新株予約権の下限行使価額を下回る状況が続いており行使実績がございません。

以上のような状況を踏まえて、当社グループは平成24年5月に経営合理化策を発表し、役員報酬の減額、平成24年度夏季従業員賞与の支給見送り、希望退職の募集・実施を柱とする支出削減を実行いたしました。また、並行して全社的な支出計画の見直しによる支出抑制に取り組み、これらの施策の効果が経費の削減として具体的な形で表れてきております。

一方、必要資金の手当てについては、上述の状況を踏まえて、事業提携等を含めた資金調達の実現を最優先課題と位置付けて取り組んでまいりました。

再生医療事業という革新的な事業に関する提携の実現は必ずしも容易ではないと考えられますが、最近になって再生医療事業を取り巻く環境は活性化してきております。例えば、平成24年に入って政府より相次いで「医療イノベーション5か年戦略」と「日本再生戦略」が発表され、これらの文書の中で再生医療の産業化が重点的な取組項目として挙げられております。また、平成24年10月には生物のあらゆる細胞に成長でき再生医療の実現につながると期待される「iPS細胞(人工多能性幹細胞)」を世界で初めて作製した山中伸弥京都大学教授・同iPS細胞研究所長がノーベル医学・生理学賞を受賞することが発表され、改めて再生医療が各方面の注目を浴びる機会となったと共に、本件を契機に政府の再生医療に対する前向きな取組姿勢にさらなる弾みがつくことが期待されます。

このような基礎研究成果や政府の取組姿勢などが再生医療の産業化にとって前向きな環境を醸成する中、近時、複数の大手企業が再生医療分野あるいはその関連分野への参入を正式に表明するケースが見られるようになりました。他方、医療用医薬品分野は薬事法規制対応の必要性などから一般的に参入障壁が高いとされており、その中でも最先端の技術を活用する再生医療分野はもう一段参入障壁が高くなっていると言えます。当社グループは、そのような参入障壁を有する再生医療分野あるいはその関連分野への参入を検討している企業にとって当社グループのような先行企業との提携は高い参入障壁を乗り越えるための戦略的選択肢の1つになり得ると考えております。他方、当社グループは基盤技術・特許網・研究開発パイプライン及び薬事法規制対応を含めた経験・ノウハウなどを有する先行企業の1つであるものの研究開発先行投資資金及び運転資金の調達を最重要課題としており、従って潤沢な資金背景と新規事業分野への参入意欲を有する大手企業は当社グループにとって重要な戦略的提携パートナーになり得る相手方です。

当社グループは、このような環境認識に基づいて、現在複数の相手方と事業提携等に関する交渉を推進しておりますが、現在までに具体化したものはございません。一方、当社グループは引き続き全社的な支出抑制に取り組んでいるものの、時間の経過とともに当社グループの手許資金残高及び純資産額が徐々に減少する状況にあり、平成24年12月期第3四半期連結会計期間末においても当社グループについて継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。従いまして、事業提携等を通じた安定資金の調達が実現するまでの間に必要となる自己資本拡充と運転資金及び研究開発資金の確保が、現在の当社グループにとって喫緊の課題となっております。

以上のような状況を総合的に勘案して、今般当社は自己資本拡充及び運転資金並びに研究開発資金確保の双方の課題に対応することを目的として、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を実施することといたしました。

当社は、本資金調達並びにその後の事業提携等の推進及び研究開発活動の推進による細胞シート再生医療医薬品の事業化を通じて安定的事業基盤を確立することで中長期的な企業価値向上を図る方針であり、従って本資金調達は株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと判断しております。

なお、当社は、別件新株式及び本新株予約権の発行にあたり、第5回乃至第8回新株予約権(本日現在残存する新株予約権の数は13個です。なお、第4回新株予約権については、全て行使されており、残存する新株予約権はありません。)に係る潜在株式について、将来へ向けた当社株式の希薄化を回避するため、各回新株予約権要項の規定に従い、別件新株式及び本新株予約権の払込期日である平成24年12月27日(以下「取得日」といいます。)において残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを平成24年12月11日開催の当社取締役会において決議いたしました。これにより、取得日において残存する第5回乃至第8回新株予約権は、取得日をもって当社に取得され、消却される予定です。

#### < 割当予定先を選定した理由 >

当社は、上述の通り事業提携等を含めた資金調達の実現を最優先課題として取り組んでおります。その中で、収益基盤の確立に向けた事業の進捗を図るため必要となる資金の調達についてどのような方法が当社にとって最良であるかをこれまで検討してまいりました。事業提携等による安定資金の調達は有力な方法の1つですが、現時点ではまだ具体化したものはございません。一方で、当社グループにとって、事業提携等を通じた安定資金の調達が実現するまでの間に必要となる自己資本拡充及び運転資金・研究開発資金の確保が喫緊の課題となっていることは上述の通りです。

そのため、今般の割当予定先を選定にあたっては、当社の事業内容や中長期事業計画を含めた当社の経営方針を尊重していただけることに加えて、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを検討基準として、割当予定先となり得る複数の事業会社・投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。

このような検討を経て、当社は、平成24年12月11日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による別件新株式及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社とは、上述の検討過程において当社のフィナンシャル・アドバイザーであるガイア・パートナーズ合同会社の紹介で初回面談を行い、その後協議・交渉をしましてまいりました。マイルストーン社は、平成21年2月に投資事業を目的として代表取締役の浦谷元彦氏により創業された東京に拠点を置く株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株式及び新株予約権の引き受けの実績を有しておりその払い込みも確実にっております。(同社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号:マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立され、従前の投資事業をそのまま引き継いでおります。)同社資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までの約3年10ヶ月間で当社を除く上場企業16社に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は全て行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたしますと、これまでの行使実績からは同社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。従って、本新株予約権についてもこれまでの事例と同様に同社による市場動向に応じた適時な行使が期待されます。

また、同社は、当社グループの当面の資金ニーズを理解して、本新株予約権のみならず別件新株式の引受けについても応諾しており、当面の資金需要に対応した適時性のある資金調達を企図する当社にとって現時点で最も適した割当対象先であると判断いたしました。

別件新株式に加えてさらに本新株予約権が全部行使された場合には、同社が当社の筆頭株主となる可能性があります。同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないと表明しております。

以上から、当社はマイルストーン社を別件新株式及び本新株予約権の割当予定先として選定することが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

#### d. 割り当てようとする株式等の数

マイルストーン社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は973,500株であります。

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先であるマイルストーン社との間には保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、同社からは当社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。また本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については市場動向を勘案しながら売却する方針であると同っております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、今般割当予定先であるマイルストーン社に対して本新株予約権と別件新株式を併せて発行することから、以下のとおり、本新株予約権及び別件新株式の引受けに係る払込みに係る資金の保有状況について検討致しました。

当社は割当予定先であるマイルストーン社より別件新株式及び本新株予約権の引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しており、さらに同社より別件新株式及び本新株予約権の引受けを自己資金で行う旨の説明を受けております。また、以下の通り払込みに要する財産の存在について確認いたしました。

当社は、平成23年2月1日から平成24年1月31日に係るマイルストーン社(新設分割前)の第3期事業報告書を受領し、その損益計算書により当該期間の売上高が724百万円、営業利益が14百万円、経常利益が14百万円、当期純利益が11百万円であることを確認しました。またその貸借対照表では平成24年1月31日現在の現金及び預金が17百万円となっており、当社はマイルストーン社の預金口座の通帳の写しを受領して平成24年11月15日現在の預金残高が404百万円であることを確認して払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。

当社は、以上のとおりマイルストーン社の財務諸表に記載された数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことなどから、マイルストーン社が別件新株式及び本新株予約権の発行並びに本新株予約権の権利行使に係る資金を保有していると判断いたしました。

なお、マイルストーン社からは、本新株予約権の行使にあたり基本的に本新株予約権の行使を行い株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことを予定しているため一時に大量の資金が必要になることはなくその円滑な実施のために当社の大株主との間で当社株式の貸借契約を締結する旨の説明を受けております。また、本新株予約権には行使制限条項として「本新株予約権の行使により、行使後に行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式の総数が、599,366株(別件新株式発行後の当社発行済株式総数(5,993,666株)の10%に相当する株式数)を超えることとなる場合、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない」という条件が付されております。従って、今般当社がマイルストーン社について確認した払込資金の金額は、本新株予約権の行使及び当社株式の市場売却を繰り返すというマイルストーン社による上述の説明も勘案した額に充分対応可能であると判断いたしました。なお、マイルストーン社は当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても本新株予約権と概ね同様のスキームで新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先であるマイルストーン社が別件新株式及び本新株予約権の引受けに係る払込み並びに本新株予約権の権利行使に必要な資金を有しているものと判断いたしました。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、マイルストーン社から反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー:東京都千代田区)に調査を依頼して確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第9回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」注1(1)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

### 3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングによる評価書を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込価格を5,300円(1株当たり3.5円)と決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、割当予定先であるマイルストーン社との協議の結果、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成24年12月10日)のJASDAQグロースにおける普通取引の終値742円を参考として1株668円(ディスカウント率9.97%)に決定いたしました。行使価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

本新株予約権の行使価額の算定方法について取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、平成24年11月13日付「平成24年12月期第3四半期決算短信」において公表した直近の四半期決算の状況並びに平成24年12月4日付「業績予想の修正に関するお知らせ」及び「マイルストーン開示の修正に関するお知らせ」の内容も踏まえて形成されていると考えられる取締役会決議日の前取引日終値を参考とすることが、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためです。なお、参考までに、当該行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前営業日までの過去1か月間の当社株式の終値平均株価764円に対し12.57%のディスカウント、過去3か月間の終値平均株価772円に対して13.47%のディスカウント、過去6か月間の終値平均株価759円に対して11.99%のディスカウントとなっております。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じております。また、当社は、行使価額の決定にあたり、前述のとおり第三者評価機関による評価書を参考にしております。

以上のことから本新株予約権の発行条件は、適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役全員(社外監査役2名を含む。)は、本新株予約権の発行条件が特に有利な金額には該当しないとの取締役会の判断を妥当とする旨の意見を述べております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
マイルストーン・キャピタル ・マネジメント株式会社	東京都港区赤坂二丁目17番22 号	-	-	1,227,992	17.63
ファストトラックイニシア ティブ1号投資事業有限責任 組合	東京都文京区本郷四丁目1番 4号	290,000	5.05	290,000	4.16
ジャフコ・パイオテクノロ ジー1号投資事業有限責任組 合	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号(株式会社ジャフコ 内)	203,400	3.55	203,400	2.92
ジャフコ・ジー九(ビー)号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号(株式会社ジャフコ 内)	184,100	3.21	184,100	2.64
ジャフコ・ジー九(エー)号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号(株式会社ジャフコ 内)	168,400	2.94	168,400	2.42
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町一丁 目1番1号	147,100	2.56	147,100	2.11
オリンパス株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目3 番1号	147,000	2.56	147,000	2.11
岡野 光夫	千葉県市川市	138,000	2.41	138,000	1.98
長谷川 幸雄	千葉県市川市	136,000	2.37	136,000	1.95
三菱UFJキャピタル株式会 社	東京都中央区日本橋一丁目7 番17号	103,000	1.80	103,000	1.48
三菱UFJキャピタル3号投 資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目7 番17号	73,550	1.28	73,550	1.06
計		1,590,550	27.72	2,818,542	40.47

(注) 1. 平成24年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成24年6月30日現在の発行済株式総数及び議決権数に、マイルストーン社に割当てる予定の別件新株式254,492株(議決権数2,544個)及び本新株予約権の目的である株式の総数973,500株(議決権数9,735個)を加えて算出しております。

3. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

4. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

#### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

#### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

#### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の第11期有価証券報告書に記載された資本金の額は、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成24年1月1日～ 平成24年9月30日	125,434	3,323,659	125,434	3,303,659

（注）新株予約権の行使による増加であります。

### 2．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第11期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」及び四半期報告書（第12期第3四半期）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年12月11日）までの間に以下のとおり変更がありました。当該変更箇所については\_\_\_\_\_ 〆で示しております。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項は、下記に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

#### 4「事業等のリスク」

< 前略 >

#### (4) 財務状況に由来するリスク

< 中略 >

##### 資金繰り及び資金調達に関するリスク

当社グループでは、研究開発活動の推進に伴い継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが生じており、今後も事業の進捗に伴って運転資金、研究開発投資及び設備投資等の資金需要の増加が予想されます。このような資金需要に対応すべく当社はこれまでに第三者割当増資や公募増資等を実施しましたが、今後さらに増資や事業提携の実現による開発中品目からの上市前の収益確保、提携に伴う一時金の獲得、国をはじめとする公的補助金等の活用などにより資金需要に対応してまいります。また、資金調達手段の多様化により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図ってまいります。収益確保または資金調達、資金繰りの状況によっては、当社グループの事業活動等に重大な影響を与える可能性があります。

なお、当社は、第11期（平成23年12月期）から第13期（平成25年12月期）における細胞シート再生医療事業及び再生医療支援事業における研究開発資金と欧米を中心とした細胞シート再生医療事業の立ち上げ及び当社グループ事業の世界展開体制構築へ向けた必要な人材の採用・育成などに必要となる運転資金の調達を目的として、第4回乃至第8回新株予約権の発行をしており、これまでに3.5億円分が行使されましたが、平成24年5月22日以降当社株価が新株予約権の下限行使価額を下回る状況が続いており行使実績がございません。

こうした状況も踏まえ、当社は、平成24年12月11日開催の取締役会において、第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行を決議し、平成24年12月27日に払込が完了する予定です。さらに、平成24年12月11日開催の取締役会において、併せて第三者割当による新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を決議しております(なお、同日開催の当社取締役会において、第5回乃至第8回新株予約権(決議日現在、残存する新株予約権の数は13個です。なお、第4回新株予約権については、全て行使されており、残存する新株予約権はありません。)に係る潜在株式について、将来へ向けた当社株式の希薄化を回避するため、各回新株予約権要項の規定に従い、本新株式及び本新株予約権の払込期日である平成24年12月27日(以下「取得日」といいます。)において残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議しております。)。当社が、本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で平成24年12月11日付で締結したコミットメント条項付き第三者割当契約においては当社による行使指示条項が定められておりますが、当該指示を行うためには市場における当社株価が一定以上である必要があり、当社市場株価の動向によりましては本新株予約権の全部又は一部が行使されず当社グループの資金需要に対応した新株予約権の行使がなされない可能性があります。

当社は、本新株式及び本新株予約権による資金調達に加えて、平成25年12月期までに獲得を目指している売上収入・提携一時金及び公的助成金・補助金、及び平成24年12月期に獲得を目指している心筋再生パッチに係る共同開発契約一時金を運転資金及び研究開発資金に充当すること並びに経費を圧縮することなどによって事業計画を遂行する予定ですが、これら売上収入・提携一時金及び、公的助成金・補助金等を予定通り獲得できない場合もありえます。

当社グループでは、以上のように、様々な資金調達手段により継続的に当社グループの財務基盤の強化を図ってまいります。当社の資金需要に対応した資金調達が適時に行えない場合、当社グループの業績及び財政状況、事業の存続並びに当社普通株式の流動性及び経済価値に重大な悪影響を与える可能性があります。

また、将来増資を中心とする資金調達を実施した場合には、当社の発行済株式数が増加することにより1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

< 中略 >

#### (5) 株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。平成14年6月7日及び平成15年8月26日開催の臨時株主総会並びに平成18年3月30日開催の定時株主総会において旧商法第280ノ20及び旧商法第280ノ21の規定に基づく新株予約権付与に関する決議を行いました。本有価証券届出書提出日(平成24年12月11日)現在未行使のストック・オプションが全て行使された場合に交付される当社普通株式の数836,765株は、同日現在における当社の発行済株式総数5,739,174株の14.58%に相当するものであり、これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社は、平成23年9月14日開催の取締役会で第三者割当による第4回乃至第8回新株予約権の発行を決議致しました。本有価証券届出書提出日現在未行使の第5回乃至第8回新株予約権(決議日現在、残存する新株予約権の数は13個です。なお、第4回新株予約権については、全て行使されており、残存する新株予約権はありません。)が全て行使された場合に交付される当社普通株式の数484,965株は、同日現在における当社の発行済株式総数5,739,174株の8.45%に相当するものですが、当社は各回新株予約権要項の規定に従い、本新株式及び本新株予約権の払込期日である平成24年12月27日において残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議しております。

さらに、当社は、平成24年12月11日開催の取締役会において、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行を決議しました。第三者割当増資により発行される本新株式の数254,492株は本有価証券届出書提出日現在における当社の発行済普通株式総数5,739,174株の4.43%であり、本新株式の発行が実行される場合当社の普通株式1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。また、本新株予約権の目的となる株式数は973,500株で本有価証券届出書提出日現在における当社発行済株式総数5,739,174株の16.96%、第三者割当増資による本新株式の発行後の当社発行済株式総数5,993,666株の16.24%に相当するものであり、本新株予約権が行使された場合、当社の普通株式1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

また、当社グループは、今後も優秀な人材確保のために、ストック・オプション制度による新株予約権の付与などを検討すると同時に、当社グループの財務基盤の更なる強化を図るべく第三者割当増資を含む資金調達を検討してまいります。従いまして、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合や、第三者割当増資による新株発行が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

< 中略 >

#### (7) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、研究開発型企業として、細胞シート再生医療事業と再生医療支援事業の2つの事業を推進しております。両事業ともまだ先行投資期にあり、特に細胞シート再生医療事業は「細胞シート再生医療医薬品」という前例のない革新的医薬品の研究開発を使命としていることから長期間多額の研究開発先行投資を必要とします。換言すれば、当社グループの存在意義は継続的な先行投資に裏打ちされた両事業における積極的な研究開発活動の推進であり、当社グループの企業価値の向上は研究開発活動の積極的な展開なくして図ることができないと言っても過言ではありません。

当社グループは、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上してきておりますが、前連結会計年度の営業キャッシュ・フローは1,274,380千円のマイナスであり、前連結会計年度末の手元資金(現金及び現金同等物)残高601,136千円は想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となりました。当該状況により、前連結会計年度末において、当社グループに継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりました。当第3四半期連結累計期間におきましては、平成24年5月18日に発表した経営合理化策に基づく全社的な支出の見直し及び抑制を実施しながら、米国Emmaus Medical Inc.(以下「エマウス社」という)からの「米国における角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約」(平成23年4月8日締結)に係る契約一時金150万米ドルの受領や野村證券株式会社宛に発行していた新株予約権の行使(行使額面総額250,000千円分)を通じた資金調達を実現いたしました。しかしながら、エマウス社からの「共同研究開発基本契約」(平成23年4月8日締結)に係る契約一時金850万米ドルにつきましてはまだ受領に至っており、また野村證券株式会社宛に発行していた新株予約権の行使を通じた資金調達につきましても平成24年5月22日以降行使実績がない状況です。この結果、当第3四半期連結会計期間末の手元資金(現金及び現金同等物)は180,194千円となっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然として存在しております。

このような経緯を踏まえて、当社グループは当該状況の解消を図るべく下記の施策に取り組んでおります。

#### 事業提携等を含めた資金調達交渉

当社グループは、複数の相手方と守秘義務契約を締結して事業提携等を含めた資金調達を目的とした交渉を進めております。本株式及び本新株予約権の発行を除き、本有価証券届出書提出日までに具体化したものはございませんでしたが、当社グループはこれらの交渉を通じた資金調達の実現を当該状況の解消を図る上での最優先課題と位置付けて引き続き推進していきたくと考えております。

#### 株式及び新株予約権を通じた資金調達

当社グループは、平成23年10月4日に野村證券株式会社宛に第4回乃至第8回新株予約権を発行いたしました。当該の新株予約権につきましては平成23年10月4日の発行から当第3四半期連結会計期間末までに累計で350,000千円の行使があり、本有価証券届出書提出日時点で未行使額面残額が650,000千円となっております。ただし、平成24年5月22日以降当社株価が新株予約権の行使が可能な水準に至っておらず、同日以降行使実績がございません。こうした状況も踏まえ、当社は、平成24年12月11日開催の当社取締役会において、本新株式及び本新株予約権の発行を決議すると共に、取得日(平成24年12月27日)に残存する未行使の第5回乃至第8回新株予約権(決議日現在、残存する新株予約権の数は13個です。なお、第4回新株予約権については、全て行使されており、残存する新株予約権はありません。)については、各回新株予約権要項の規定に従い、本新株式及び本新株予約権の払込期日である平成24年12月27日において残存する新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちに消却することを決議しております。

全社的な支出計画の見直し

当社グループは、必要資金が確保できるまでの間支出を最小限に抑える経費計画を策定の上、実行しております。さらに平成24年5月18日には経営合理化策の実施について決定を行い、役員報酬の減額、全従業員賞与の支給見送り、希望退職の募集を実施いたしました。

エマウス社との間で平成23年4月8日に締結した「共同研究開発基本契約」にかかる契約一時金の受領

当社グループは、エマウス社との間で「共同研究開発基本契約」、「米国における角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約」の2種類の契約書を締結しております。「米国における角膜再生上皮シート共同開発・事業化契約」に係る契約一時金150万米ドルにつきましては、平成24年12月期第1四半期連結会計期間に受領いたしました。一方、「共同研究開発基本契約」に係る契約一時金850万米ドルにつきましては、受領要件である当社グループからの技術移転がまだ完了していないこと及びエマウス社側財務計画の調整によりその受領時期が平成25年12月期となる見通しですが、本有価証券届出書提出日時点においては未確定な状況となっております。

当社グループは、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行を含む上記の各施策を確実に実行することによって継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を解消又は改善することも可能であると考えておりますが、いずれも本有価証券届出書提出日時点で未確定な部分があり、従って継続企業の前提に関する重要な不確実性は存在していると判断しております。

なお、四半期連結財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

### 3. 臨時報告書の提出

平成24年3月29日開催の当社第11期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成24年4月3日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、野田一雄を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
議案 補欠監査役1名選任の件 野田一雄	26,940	119	0	（注）	可決（97.18%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月9日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐 野 明 宏

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セルシードが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況であり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物残高は想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セルシードの平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社セルシードが平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年3月9日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 水 上 亮 比 呂

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年3月29日

株式会社セルシード  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 野 明 宏

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セルシードの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況であり、当事業年度末における現金及び現金同等物残高は想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提に作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

株式会社 セルシード

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 明宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セルシードの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セルシード及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況であり、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物残高は想定される年間営業キャッシュ・フローのマイナス額に比して著しく少ない金額となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が依然存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。



利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。